

ベルギー保安処分論序説：精神異常者及び常習犯人 に対する社会防衛に関する一九三〇年四月九日の法 律を素材として

井上，宜裕
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/2230988>

出版情報：法政研究. 85 (3/4), pp.33-55, 2019-03-08. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ベルギー保安処分論序説

——精神異常者及び常習犯人に対する社会防衛に関する一九三〇年四月九日の法律を素材として——

井 上 宜 裕

はじめに

第1章 ベルギー保安処分論の展開

第2章 精神異常者及び常習犯人に対する社会防衛に関する一九三〇年四月九日の法律
結びに代えて

〈資料〉精神異常者及び常習犯人に対する社会防衛に関する一九三〇年四月九日の法律条文

はじめに

本稿は、ベルギー保安処分論の展開を概観するための予備的考察として、その萌芽とされる「精神異常者及び常習犯人に対する社会防衛に関する一九三〇年四月九日の法律 (La loi du 9 avril 1930 de défense sociale à l'égard des anormaux et délinquants d'habitude)」の内容を紹介し、これに検討を加えるものである。

ベルギーでは、現在、刑罰と保安処分の二元主義が採用されている。その淵源を辿っていくと、社会防衛の必要性が強調され、立法として具体化された、一九三〇年法まで遡ることができる。

一九三〇年法は、Adolphe PRINS⁽¹⁾の支持する觀念に着想をえている。PRINSは、公的平和を乱す特定の人的カテゴリーに対して取られる措置を正当化し、社会には自ら防衛することが義務づけられると主張した。このような理論的背景の下、ベルギーでは、一九三〇年、精神異常者及び累犯者を対象とし、社会防衛を前面に押し出した本法律が成立することになる。⁽²⁾

日本でも、自覚的か無自覚的かはさておき、再犯予防の名の下に、保安処分ないし保安的措置の導入が問題とされることがしばしばある。しかしながら、とりわけ近時の日本では、「保安処分」という表現はある意味でタブー視される風潮もあり、保安処分論が十分に成熟しているとはいえない状況にある。

社会防衛が語られ始めた当時の状況を参照し、具体化された法律の内容を吟味することは、日本において、再犯予防を目的とした立法を精査する際の理論的基礎を確立するためにも有益と思われる。

以下では、一九三〇年法が登場する以前の状況、及び、一九三〇年法成立以降の状況を概観しつつ、同法の内容について検討を加えることとする。

第1章 ベルギー保安処分論の展開

一 一九三〇年以前の状況

ベルギー一八六七年刑法典は、いわゆる古典学派の観念に則っており、そこでは理性的な人間像が前提とされていた。即ち、人間は、本来、理性を備えた存在であり、善悪を選択する自由を有しているが故に、社会が処罰対象とするのは、自由意思を悪用した者であるとされた。⁽³⁾ 一八六七年刑法典は、心神喪失者と正常者を区別し、第七一条で完全な心神喪失者に不処罰を保障した。

また、一九三〇年法が登場するまでは、ベルギーにおける行刑の展開は、立法的に担保されることなく、もっぱら行政によって主導された。⁽⁵⁾ 行為時に心神喪失状態であった者は、予審段階では予審免訴、判決段階では無罪判決を受けるが、その際、主席検察官は、収容所への拘禁を請求する余地があった。⁽⁶⁾

他方、ベルギー刑法典は、聾啞者 (sourd et muet) に関する規定は有していたものの、精神異常者 (anormaux) に関する一般規定をもたなかった。聾啞者以外の精神障害者は、従って、自己の犯罪行為につき責任を問われ、刑罰が科されていた。⁽⁸⁾

このような状況を批判し、社会的危険性の高い人的カテゴリーを広く対象とする、社会防衛措置の導入を推奨したが、上述のPRINSであった。そして、「社会は自らを防衛しなければならない」というスローガンの下、一九三〇年法は、危険性が高い犯罪者の二つのカテゴリー、即ち、精神異常者と累犯者を社会環境から排除することによって、この目的に応えようとしたのである。

二 一九三〇年法の特徴

一九三〇年法には、二つの目的があるとされる。一つは、被收容者に必要な治療を提供すること、もう一つは、危険性を有する者から社会を防衛することである。^⑨

主な改正点は、精神障害に関して、行政上の拘禁手続から司法上の收容手続に移行されたこと、及び、措置対象者の拡大が図られたことである。後者については、上述の批判を受けて、心神喪失者のみならず、「自己の行動の制御を不可能にする、精神不安定または精神遅滞」にまで、措置の対象が拡大されている。^⑩

また、累犯者に対しては、従来の累犯加重の枠組みは維持しつつも、警察の特別監視を廃止し、特別な施設への收容措置を導入したことが挙げられる。^⑪

第2章 精神異常者及び常習犯人に対する社会防衛に関する一九三〇年四月九日の法律

一 精神異常者に対する措置

1 観察措置

a) 概要

観察措置が命じられうる要件は、①被疑者が心神喪失 (démence) 状態にあるか、または、自己の行動の制御を不可能にする、精神不安定 (déséquilibre mental) もしくは精神遅滞 (débilité mentale) の重大な状態にあること、②法律が予防拘禁 (détention préventive) を許容する場合であることの二つである。この場合、予審裁判所及び判決裁判所は、対象者を行刑センター付属の精神医療施設で観察に付すことができ、場合によっては、この決定の即時執行を

命じる（一九三〇年法第一条「以下、特に明記しない場合は一九三〇年法を指す」）。

精神異常の重大な状態は、訴追時に存在しなければならない。行為時に完全に有責であっても、事後に精神異常になった場合は、本法が適用される。⁽¹²⁾ 逆に、精神障害が行為時に存在したが、裁判時に解消した場合、本法は適用されず、本来的な刑法の適用領域に戻る。⁽¹³⁾ また、本法第一条は、激情、または、アルコール、毒物もしくは麻薬の一時的な摂取によって惹起された一過性の障害の場合には適用されない。⁽¹⁴⁾

b) 手続

この措置は、終局決定までのあらゆる手続段階で、被疑者及びその弁護人の意見が聴取された上で、検察官の請求または被疑者もしくはその弁護人の申立てに基づいて、実施されうる（第二条）。

法律によって定められる要件が充足される場合、判事は観察を命じうるのであって、決して命じることが義務づけられるわけではない。⁽¹⁵⁾

観察措置の請求及び申立ては、①移送命令までは評議部、②移送命令から判決までは軽罪裁判所、③控訴から判決までは軽罪控訴部、④移送命令から判決までは控訴院弾劾部、⑤管轄決定の審級の間も控訴院弾劾部、⑥移送決定の通知からは重罪法院または重罪法院が開廷期でない場合には控訴院弾劾部に対してそれぞれなされる（第三条第一項）。申立てについては、一週間以内に決定が下される（第三条第二項）。検察官の請求について決定を下す任を負う裁判所の長は、三日前までに、出頭の場合及び日時を書記課で管理される特別な登録簿に記載させる（第三条第三項）。書記官は、それを書留郵便で被告人及びその弁護人に通知する（第三条第四項）。一件書類は、四八時間、被疑者の弁護人が自由に利用できる（第三条第五項）。被疑者は、常に、自らが選んだ医師の診断を受けることができ、また、観察措置の時宜性について自らの意見を提出することができる（第三条第六項）。

c) 控訴

検察官及び被疑者は、観察措置を命じまたは拒否する、評議部及び軽罪裁判所の決定に対し控訴することができる（第四条第二項）。なお、刑事に関する控訴または破棄の申立ては、被拘禁者または被收容者によって、当該施設の長に對して行われる。この申立ては、書記課で受領されまたは書記官によって受領される申立てと同様の効力を有する。⁽¹⁷⁾

d) 決定

前条までに定められた場合については、評議部で決定が下される（第五条第一項）が、被疑者が要求する場合、公の秩序または良俗を危殆化しない限りで、審理の公開が命じられる（第五条第二項）。

観察措置の期間は、最長一月である。この期間の満了時、観察がなお不完全と思料される場合、観察措置を命じた裁判所、または、その裁判所が開廷期でない場合には控訴院弾劾部は、最長一月、観察の延長を命じることができる。この延長は更新されうるが、観察措置はいかなる場合も六月を超えてはならない（第六条第一項）。被疑者は、観察の時宜性に関して自らが選んだ医師の診断を受ける権利を行使するため、観察の早期終了に異議を唱えることができる。⁽¹⁸⁾ 第三条、第四条及び第五条によって定められる観察措置の手続は、延長請求に適用される（第六条第二項）。観察措置が終了した際、逮捕状が発せられている被疑者は、第七条に従って即時收容が命じられない限り、拘置所または重罪拘置所に戻される（第六条第三項）。

2 收容措置

a) 概要

ここで、まず、観察と收容の相違点について確認しておく。観察は、犯罪行為者が現に自己の行動を制御不可能にする精神異常の重大な状態にあるかどうかを調査するための措置であるが、本法第七条以下で規定される收容は、社会防

衛措置であつて、精神異常者から社会を保護し、精神異常者の錯乱から精神異常者自身を守るための措置である。⁽²⁰⁾

収容の要件は、①重罪または軽罪と擬律される行為をしたこと、及び、②被疑者が現に第一条に定められる状態の一つにあることである。その際、判決裁判所、及び、政治または出版に関する重罪または軽罪が問題となる場合でない限りで、予審裁判所は、政府によって決定され組織された特別な施設の一つへの即時収容を命じることができる（第七条第一項）。

収容期間は、第十九条に示される区別に従い、五年、一〇年または一五年である（第七条第二項）。即ち、収容期間は、原則五年、行為が徒刑または特別もしくは無期拘禁刑で処罰される場合は一〇年、行為が死刑で処罰される場合は一五年となる（第十九条）。

b) 控訴

収容を命じまたは拒否する評議部及び判決裁判所の決定は、控訴院弾劾部に控訴されうる。その際の申立ては、軽罪裁判所の書記課になされなければならない（第八条）。

c) 決定

被疑者が要求する場合、評議部及び控訴院弾劾部は、証人の意見を聴取し、公の秩序または良俗を危殆化しない限りで、審理の公開を命じる（第九条）。

重罪法院において被疑者が第一条に定められる状態の一つにあると思料される場合、または、弁護側が提案する場合には、以下の補充的質問が陪審に提示される。…「被告人が重罪または軽罪と擬律されるような行為を実行したと認められるか。被告人が、心神喪失状態にあるか、または、自己の行動の制御を不可能にする、精神不安定もしくは精神遅滞の重大な状態にあると認められるか。」（第一〇条第一項）。この質問に対し肯定的回答がえられた場合、重罪法院は、収容決定を下す（第一〇条第二項）が、政治または出版に関する重罪または軽罪が問題となる場合は、法院及び陪審員

の全員一致が条件となる（第一〇条第三項）。

収容決定が下されると、被疑者または被告人は、行刑センター付属の精神医療施設に送致される（第一条第二項）。

3 委員会の構成及び権限

行刑センター付属の各精神医療施設には委員会が設置され（第一条第一項）、この委員会が、収容施設の指定、被収容者の移送決定、及び、仮釈放または終局的釈放の決定を下す（第一条四）。

委員会は、①控訴院院長によつて指名される現職または名誉司法官、②司法大臣によつて選出される弁護士会構成員（*membre du barreau*）、及び、③司法大臣によつて指名される付属施設の医師によつて構成される（第一条第一項）。委員会の構成員の任期は、一年である（第一条第二項）。

審理は非公開で行われる（第一七条）。委員会は、決定を下す前に、局外の医師の意見を聴取することができ、被収容者は、自らの選定した医師による診断を受けることもできる（第一五条）。管区の主席検察官、施設長、被収容者及びその弁護人は、意見を聴取され、一件書類は、四八時間、被収容者の弁護人によつて閲覧されうる（第一六条）。

ちなみに、個人の収容が行政的に命じられうる唯一の場合が存在する。即ち、重罪または軽罪で有罪宣告を受け、拘禁中、心神喪失状態、または、自己の行動の制御を不可能にする、精神不安定もしくは精神遅滞の重大な状態にあると認められた者は、第一三条によつて設置される委員会の一致した意見に基づき下される司法大臣の決定に従い、政府によつて決定され組織された特別な施設の一つに収容されうる。当該被有罪宣告者は、刑期満了時、検察官の請求により、第七条、第一九条及び第二二条に述べられたところに従つて、これらの条項が規定する期間、有罪判決を宣告した裁判所の決定によつて、上記施設にとどまりうるが、既に執行された拘禁刑または収容の期間が場合によつては控除される（第一三条）。

4 釈放

被收容者の精神状態がもはや社会的危険を構成しないと思料するに足るほどに改善されている場合、委員会は釈放を命じる（第二〇条）。被收容者を仮釈放することも可能であるが、この場合には、釈放決定によって確定される期間及び態様において、少なくとも一年間、精神医療監視（surveillance psychiatrique）に服する（第二一条第一項）。仮釈放者がもはや精神障害の兆候を呈していない場合、釈放は終局的となるが、仮釈放者が依然として精神障害の兆候を呈している場合や定期的に精神医療監視に服さない場合には、仮釈放者が現在する管区の主席檢察官の請求に基づき、先に收容されていた付属の精神医療施設に再收容される（第二一条第二項）。

釈放が委員会によって命じられなかった場合、主席檢察官は、期間の満了前、收容を命じた裁判所に手続を遂行させる権限を有する（第二二条第一項）。この裁判所は、第一九条に示される区別に従い、新たな期間、收容を命じることができ、期間の延長についても、同様に行いうる（第二二条第二項）。

二 累犯者に対する措置

1 序論

立法の準備作業において、累犯者にとっては刑罰の威嚇効果は完全に失われており、刑務所への頻繁な滞在によって累犯者は刑務所生活に完璧に順応してしまっている現状があるとされ、累犯加重による対処の限界が指摘された。⁽²¹⁾

従来、累犯者の刑罰は加重され、出所後は、警察の特別監視の対象となりえた。この措置は、出所後、対象者に一定の場所への滞在を禁止し、さらには、居所の変更を市町村長または警察署長に届け出させるものである。その期間は、重罪の後に重罪を犯した者については無期、重罪の後に軽罪を犯した者及び軽罪の後に軽罪を犯した者については五年

以上一〇年以下であった。上記の義務に違反した場合、八日から一年の拘禁刑で処罰された。しかし、この措置は、とりわけ小さな村では社会復帰との両立が困難で、観察措置は対象者に向けられる疑念を増大させ、社会復帰のあらゆる努力を妨げることになり、ほとんど有効性をもたなかった。⁽²²⁾

そこで、一九三〇年法は、累犯に関する刑法典の規定は維持しつつ、警察の特別監視を廃止し、これに代えて、政府の拘束措置を導入した。この措置は、累犯者を再教育するため、刑期満了時に一定の期間、特別な施設に収容するといふものである。⁽²¹⁾

2 対象者

a) 重罪の後に重罪を犯した累犯者

この場合、政府の拘束措置は必要的で、期間は二〇年である（第二四条）。

但し、次の場合、措置は適用されない。①先の刑罰が政治に関する重罪について宣告されたものである場合（第二四条）、②有罪宣告の一つに復権があった場合（第二五条第三項準用）、⁽²³⁾③第二の有罪宣告が死刑または無期徒刑の場合。⁽²⁶⁾

b) 重罪の後に軽罪を犯した累犯者、及び、軽罪の後に軽罪を犯した累犯者

この場合、政府の拘束措置は任意的で、期間は、刑期が一年以上の拘禁刑であれば一〇年、刑期が一年未満の拘禁刑であれば五年以上一〇年以下である（第二五条第一項）。

c) 軽罪の後に重罪を犯した累犯者

この場合、政府の拘束措置は任意的で、期間は五年以上一〇年以下である（第二五条第二項）。

d) 持続的な犯罪傾向を呈している犯罪者

一五年以内に、それぞれ六月以上の軽罪拘禁刑を受ける三つの犯罪を犯した者が持続的な犯罪傾向を呈していると思

料される場合、政府の拘束措置は任意的で、期間は五年以上一〇年以下である（第二十五条第二項）。

但し、b)～d)において、次の場合、措置は適用されない。①先の有罪判決が政治犯罪について宣告された場合、及び、新たな犯罪が政治に関するものである場合（第二十五条第三項）、②有罪宣告の一つに復権があった場合（第二十五条第三項）。

3 人権保障

政府の拘束措置が任意的である場合、新たな措置が宣告されうるのは次の二つの条件を満たす場合のみである。①先の手続の一件書類が新たな訴追の一件書類に添付されること、及び、②有罪判決の理由が決定の中に明記されること。

これは、個人の自由を保護するための二重の保障とされ、後者の要件は、法律の文言を示すことによってしか理由づけられていないような純粹に形式的な判決を法律が放逐する趣旨と解される。⁽²⁷⁾

4 期限前釈放

司法決定によって定められた期間より前に釈放されうるのは、次の場合である。①委員会の提案に基づき、司法大臣によって宣告される仮釈放による場合、②控訴院によって宣告される終局的釈放の場合（第二十八条第一項）。

5 釈放請求手続

政府の拘束下にある累犯者及び常習犯人は、控訴院付の検事長（procureur général）に対して釈放を請求する。検事長は、必要と思料するあらゆる情報を収集し、その結果を一件書類に付記した上で、その一件書類を審理請求とともに控訴院軽罪部に委ね、控訴院軽罪部は、弁護人に補佐された当事者の意見を聴取した後、理由を付した判決によって

裁定を下す（第二八条第一項）。

この請求が棄却された場合、政府の拘束下に置かれる期間が一〇年を超えないときは三年経過後、一〇年を超えると
きは五年経過後でなければ、被収容者は再請求を行うことができない（第二八条第二項、第三項）。

結びに代えて

以上、一九三〇年法の内容を中心に、ベルギー保安処分論の流れを概観したが、法律の名称が物語っているように、
一九三〇年法は社会防衛を全面に押し出しており、対象者の人権保障の面で大きな問題を抱えていたといわざるをえな
い。現在、各国で展開されている保安処分論は、その正当化根拠として、対象者への個別化された治療的処遇を挙げる
のが一致した特徴であるだけに、これと対比すると、一九三〇年法の治安主義的側面は際だってみえる。

なお、保安処分論においては、危険性判断の困難さの他、期間の無限定性を治療の拡充でどれだけ埋め合わせること
ができるかも焦点となりうるが、現状においては、この点を克服した保安処分論は未だ展開されていないように思われ
る。

最後に、一九三〇年法成立以降の状況について確認しておく。⁽²⁹⁾一九三〇年法は、委員会ごとに釈放率がまちまちで運
用状況にばらつきがあったことや、仮釈放後の約半数が再犯に及ぶ等、十分な成果が上げられなかったことから、成立
後五年で改正論議が起った。司法大臣によって設置された改正委員会は、一九三〇年法の基本線には賛同しつつ、精
神異常者にとっては医療的に過ぎ、心神喪失者にとっては抑止的に過ぎるとして、主に、心神喪失者と精神異常者の同
視について批判を加えた。その上で、同委員会は、一九三九年、心神喪失者は無罪とし、社会的危険性を呈している場
合には行政拘禁を命じ、精神異常者には上限及び下限を設けた収容命令を下す旨の改正草案を提出した。⁽³⁰⁾

しかし、この改正案に対しては医学界を中心に反対が強かったため、一九三〇年法の枠組みを維持した小改正が新委員会により提案され、一九六四年七月一日法として成立した。同法は、収容の治療的性質を向上させること、各手続段階での対象者の防御権を拡充すること、及び、釈放要件の厳格化によって社会を保護することの三点を目的として掲げた。⁽³¹⁾

その後、対象者の観察の困難さ、防御権を含む法律上の保障の脆弱さ、観察センターの不存在、処遇の不十分さ、刑務所とほとんど変わらない収容体制等、さまざまな課題が噴出し、さらなる改正の必要が浮き彫りとなった。司法大臣によつて一九九六年に設置された一九六四年法改正委員会は、用いられる述語の精確さを図るとともに、社会防衛委員会を行刑裁判所に置換、非拘禁措置の実施可能性を制限する等を盛り込んだ改正案を提出し、これが、二〇〇七年四月二一日法となった。しかし、同法は施行前に廃止され、二〇一四年五月五日法に取つて代わられた。二〇一四年法は、行刑施設内の治療の問題や増大し長期化する収容に対応するため、収容要件の見直しや社会保護部 (*chambre de protection sociale*) の創設等を行った。⁽³²⁾

二〇一四年法もまた、施行前に、収容及び裁判に係る諸規定に関する二〇一六年五月四日の法律によつて大きく修正され、この新法は、二〇一六年一〇月一日に施行されるに至つた。⁽³³⁾ 運用状況も含めた、今後の動向が注目される。

〈資料〉精神異常者及び常習犯人に対する社会防衛に関する一九三〇年四月九日の法律条文

・精神異常者及び常習犯人に対する社会防衛に関する一九三〇年四月九日の法律

第一章―被疑者の観察 (*De la mise en observation des inculpés*)

第一条―被疑者が心神喪失 (*démence*) 状態にあるか、または、自己の行動の制御を不可能にする、精神不安定 (*déséquilibre mental*) もしくは精神遲滞 (*debilité mentale*) の重大な状態にあると思料する理由の存するとき、予審

裁判所及び判決裁判所は、法律が予防拘禁（*détention préventive*）を許容する場合、その者を行刑センター付属の精神医療施設で観察に付すことができ、場合によっては、この決定の即時執行を命じる。

第二条―この措置は、終局決定までのあらゆる手続段階で、被疑者及びその弁護人の意見が聴取された上で、検察官の請求または被疑者もしくはその弁護人の申立てに基づいて、実施されうる。

第三条―この請求及び申立ては、移送命令までは評議部、移送命令から判決までは軽罪裁判所、控訴から判決までは軽罪控訴部、移送命令から判決の通知までは控訴院弾劾部、管轄決定の審級の間も控訴院弾劾部、移送決定の通知からは重罪法院または重罪法院が開廷期でない場合には控訴院弾劾部に対してなされる。

申立てについては、一週間以内に決定が下される。

検察官の請求について決定を下す任を負う裁判所の長は、三日前までに、出頭の場合及び日時を書記課で管理される特別な登録簿に記載させる。

書記官は、それを書留郵便で被告人及びその弁護人に通知する。

一件書類は、四八時間、被疑者の弁護人によって閲覧されうる。

被疑者は、常に、自らが選んだ医師の診断を受けることができ、また、観察措置の時宜性について自らの意見を提出することができる。

第四条―検察官及び被疑者は、観察措置を命じまたは拒否する、評議部及び軽罪裁判所の決定に対し控訴することができる。

控訴は、一八七四年四月二〇日の法律第一九条及び第二〇条に従って申し立てられ、裁判される。

第五条―前条までに定められた場合については、評議部で決定が下される。

被疑者がそれを要求する場合、憲法典第九六条の適用を留保しつつ、審理の公開が命じられる。

第六条―観察措置の期間は、最長一月である。この期間の満了時、観察がなお不完全と思料される場合、観察措置を命じた裁判所、または、その裁判所が開廷期でない場合には控訴院弾劾部は、最長一月、観察の延長を命じることができる。この延長は更新されうるが、観察措置はいかなる場合も六月を超えてはならない。

第三条、第四条及び第五条によって定められる観察措置の手続は、延長請求に適用される。

観察措置が終了した際、逮捕状が発せられている被疑者は、第七条に従って即時収容が命じられない限り、拘留所または重罪拘留所に戻される。

第二章―心神喪失、精神不均衡または精神遲滞の状態にある被疑者の収容 (De l'internement des inculpés en état de *démence, de déséquilibre mental ou de débilité mentale*)

第七条―判決裁判所、及び、政治または出版に関する重罪または軽罪が問題となる場合でない限りで、予審裁判所は、重罪または軽罪と擬律される行為をし、かつ、第一条に定められる状態の一つにある被疑者に対し、政府によって決定され組織された特別な施設の一つへの即時収容を命じることができる。

当該決定は、第十九条に示される区別に従い、五年、一〇年または一五年の収容期間を定める。

第八条―収容を命じまたは拒否する評議部の決定は、控訴院弾劾部に控訴されうる。

この控訴は、治罪法典第二〇三条に定められる方式及び期間において、軽罪裁判所の書記課への申立てによってなされなければならない。

収容を命じまたは拒否する判決裁判所の決定は、同様に、控訴されうる。控訴は、同様の方式に服する。

第九条―被疑者が要求する場合、評議部及び控訴院弾劾部は、証人の意見を聴取し、憲法典第九六条適用の留保の下、審理の公開を命じる。

第一〇条―重罪法院の審理から被疑者が第一条に定められる状態の一つにあると思料されることが判明した場合、または、弁護側が提案する場合、以下の補充的質問が陪審に提示される。…「被告人が重罪または軽罪と擬律されるような行為を実行したと認められるか。被告人が、心神喪失状態にあるか、または、自己の行動の制御を不可能にする、精神不安定もしくは精神遅滞の重大な状態にあると認められるか。」

肯定的回答の場合、法院は、本法第七条、及び、一九一九年八月二三日の法律によって修正された治罪法典第三六四条に従い、収容に関する決定を下す。

政治または出版に関する重罪または軽罪が問題となる場合、収容が命じられるのは、法院及び陪審員の全員一致の場合のみである。

第一条―収容が命じられる場合、被疑者または被告人に対し、費用の負担、及び、必要な場合、返還が課される。

被疑者または被告人は、行刑センター付属の精神医療施設に送致される。

第十二条―公訴と同時に私訴が係属した刑事裁判所は、本法第七条の場合、私訴について決定する権限を保持する。この場合、予審裁判所及び判決裁判所は、被有罪宣告者に対するのと同様、特別没収を宣告される。

第三章―行刑センター付属の精神医療施設に設置される委員会の構成及び権限 (De la composition et des attributions des commissions instituées auprès des annexes psychiatriques des centres pénitentiaires)

第一三条―付属の各精神医療施設には、控訴院院長によって指名される、現職または名誉司法官、主席検察官 (procureur du roi) 及び弁護士会会長 (bâtonnier de l'Ordre) によって提出される三つの肩書の重複名簿から司法大臣によって選出される弁護士会構成員 (membre du barreau)、並びに、司法大臣によって指名される付属施設の医師からなる委員会が設置される。

委員会の構成員の任期は、一年である。各構成員には代行人を置く。司法大臣によって指名された職員が秘書の職務を担う。

第十四条―委員会は、收容が行われる施設を指定し、被收容者を他の施設に移送し、仮釈放または終局的釈放に関する決定を下す。

第十五条―委員会は、決定を下す前に、局外の医師の意見を聴取することができる。

被收容者は、自らの選定した医師による診断を受けることもできる。

第十六条―管区の主席検察官、施設長、被收容者及びその弁護人は、意見を聴取される。一件書類は、四八時間、被收容者の弁護人によって閲覧されうる。

第十七条―審理は、非公開で行われる。支援委員会（comités de patronage）は、その構成員の一人によって代表される。

第十八条―被收容者の他施設への移送または釈放は、主席検察官または被收容者によって提案されうる。

第四章―收容期間及び被收容者の釈放（De la durée de l'internement et de la mise en liberté des internés）

第十九条―收容は、五年間、命じられる。この期間は、行為が徒刑、または、特別もしくは無期拘禁刑で処罰される場合、一〇年となり、行為が死刑で処罰される場合、一五年となる。

第二〇条―被收容者の精神状態がもはや社会的危険を構成しないと思量するに足るほどに改善されている場合、第三章に定められる委員会は、釈放を命じる。

第二一条―被收容者の釈放は、試験的に命じられうる。この場合、釈放決定によって確定される期間及び態様において、少なくとも一年間、精神医療監視（surveillance psychiatrique）に服する。

仮釈放者がもはや精神障害の兆候を呈していない場合、釈放は終局的となる。そうではない場合、または、仮釈放者が定期的に精神医療監視に服さない場合、仮釈放者が現在する管区の主席検察官の請求に基づき、仮釈放者は、第十四条に従って手続が行われるため、先に収容されていた付属の精神医療施設に再収容される。

第二二条―釈放が委員会によって命じられなかった場合、主席検察官は、第十九条で定められる期間の満了前、収容を命じた裁判所に手続を遂行させる権限を有する。

この裁判所は、とりわけ、付属の精神医療施設の医師、及び、被収容者が現在する施設の長の意見を聴取した後、第十九条に示される区別に従い、新たな期間、収容を命じることができる。期間の延長についても、同じ態様で更新される。

重罪法院は、陪審の関与なしに決定を下す。

第二三条―重罪または軽罪で有罪宣告を受け、拘禁中、心神喪失状態、または、自己の行動の制御を不可能にする、精神不安定もしくは精神遅滞の重大な状態にあると認められた者は、第一三条によって設置される委員会の一致した意見に基づき下された司法大臣の決定に従い、政府によって決定され組織された特別な施設の一つに収容される。当該被有罪宣告者は、刑期満了時、検察官の請求により、第七条、第十九条及び第二二条に述べられたところに従って、これらの条項が規定する期間、有罪判決を宣告した裁判所の決定によって、上記施設にとどまりうるが、既に執行された拘禁刑または収容の期間が場合によっては控除される。

第二三条の二―「本法第七条の適用によって社会防衛施設に収容される被疑者の生活費は、被収容者自身、または、支払い能力がある場合、被収容者を扶養する義務を負う者が負担する。扶養義務者が支払い能力を有しない場合、この費用は、国が負担する。

第二三条に従い収容された被有罪宣告者の生活費は、刑期満了まで、国が負担する。収容が延長される場合、これら

の費用は、被收容者自身、または、支払い能力がある場合、被收容者を扶養する義務を負う者が負担する。扶養義務者が支払い能力を有しない場合、この費用は、国が負担する。——一九三三年八月一四日の王令第一条」

第五章―累犯者及び常習犯人 (Des récidivistes et des délinquants d'habitude)

第二四条―刑法典第五四条及び第五七条で定められる場合、先の刑罰が政治に関する重罪について宣告されたものでない限りで、累犯者は、有罪判決によって、刑期満了後、二〇年間、政府の拘束下に置かれる。

第二五条―累犯者は、刑法典第五六条及び第五七条で定められる場合、有罪判決によって、当該刑期が一年以上の拘禁刑であるとき、刑期満了後、一〇年間、政府の拘束下に置かれうる。累犯者は、有罪判決によって、当該刑期が一年未満の拘禁刑であるとき、刑期満了後、五年以上一〇年以下の期間、政府の拘束下に置かれうる。

同様の措置は、軽罪の後に重罪を犯す累犯の場合、及び、一五年以内に、それぞれ六月以上の軽罪拘禁刑を受ける三つの犯罪を犯した者が持続的な犯罪傾向を呈していると思料される場合に取られうる。

本条は、先の有罪判決が政治犯罪について宣告された場合や新たな犯罪が政治に関するものである場合には適用されない。

復権を受けた有罪判決は顧慮されない。

第二六条―措置が法律によって命じられていない場合、累犯の基礎を構成する犯罪に関する訴訟記録は手続の一件書類に添付され、判決理由が判決に明記される。

第二七条―政府の拘束下にある累犯者及び常習犯人は、必要な場合、王令によって指定される施設に收容される。

第二八条―第二四条及び第二五条により政府の拘束下にある累犯者及び常習犯人は、この決定から解放されるよう請求することができる。このため、累犯者及び常習犯人は、政府の拘束下に置く旨の判決を宣告した裁判所の所在する管轄

内にある控訴院付の検事長 (procureur général) に対して請求する。検事長は、必要と史料するあらゆる情報を収集し、その結果を一件書類に付記した上で、その一件書類を審理請求とともに控訴院軽罪部に委ね、控訴院軽罪部は、弁護人に補佐された当事者の意見を聴取した後、理由を付した判決によって裁定を下す。

この請求は、刑期満了後三年間、その後は、政府の拘束下に置かれる期間が一〇年を超えない場合、三年ごとに三回、行うことができる。

その他の場合、請求は、五年経過後に行うことができ、五年ごとに五年間更新されうる。

第六章——般規定 (Dispositions générales)

第二九条——軽罪及び重罪の手續に関する諸規定は、本法が定める例外を除いて、本法で対象となる手續に適用される。

第三〇条——以下の規定は、刑事訴訟法典第三部第九編を含む一八九四年六月一八日の法律に追加される。..

「第四四七条の二——精神異常者及び常習犯人に対する社会防衛に関する法律に従って宣告される、心神喪失、精神不安定または精神遲滞の状態にある被疑者及び被告人の收容を命じる決定は、第四四三条乃至第四四七条に従い修正されうる。」

第三一条——以下のものは廃止される。..警察の特別監視に関する刑法典の諸規定、刑法典第七六条、精神病者 (aliénés) の制度に関する、とりわけ、一八七三年二月二八日の法律によって修正された一八五〇年六月一八日の法律に含まれる、本法に反する諸規定。

第三二条——本法の施行日は政府が定める。

第七章——経過規定 (Disposition transitoire)

第三三条——本法の施行時に既判力を有する、警察の特別監視を命じた判決は、引き続き執行される。

本法に審署した上で、本法に国璽が押印され、本法が「官報（Monteur）」よって公表されるよう命令する。

一九三〇年四月九日 Bruxellesより

国王 Albert.

司法大臣：P.E. Janson.

国璽尚書、司法大臣：P.E. Janson.

- (1) A. PRINGS 諸説をいひ、Adolphe PRINGS, La défense sociale et les transformations du droit pénal, 1910, Misch et Thron等参照。
- (2) CAHEN, Roger. Le régime pénitentiaire Belge et la Loi de défense sociale, 1936, Recueil Sirey, p.115参照。
- (3) CAHEN, op. cit. (note 2), p.116参照。
- (4) 一八六七年刑法典第七一条「被告人が行為時に心神喪失状態にあった場合、または、被告人が抵抗できない力によつて強制された場合には、犯罪は存在しない」。
- (5) CAHEN, op. cit. (note 2), p.115参照。
- (6) CAHEN, op. cit. (note 2), p.117参照。一九三〇年以前、重罪を犯した精神病患者 (aliénés) のための特別区がTournaiにあった (Ibid.)。
- (7) 一八六七年刑法典第七六条「満一六歳以上の聾啞者が重罪または軽罪を犯した場合、弁識能力なく行動したと決されるときは、その者は無罪となる。その者は、五年を超えない年数、そこで拘禁されかつ教育されるため、法律によつて定められた施設に収容される。その者が弁識能力をもつて行動したと決されるときは、刑罰は、本法典第七三条、第七四条及び第七五条に従つて宣告される」。なお、CAHEN, op. cit. (note 2), p.118によれば、「いかなる法律も第七六条の適用される聾啞者を受け入れるための施設を定めなかった」とされる。

- (8) CAHEN, op. cit. (note 2), p.118参照。
- (9) MARY, Philippe, La défense sociale en Belgique: Flux et reflux du droit pénal de la dangerosité, dans Humanisme et justice, Mélanges en l'honneur de Geneviève GIUDICELLI-DELAGÉ, 2016, Dalloz, p.147参照。
- (10) MARY, op. cit. (note 9), p.147参照。
- (11) CAHEN, op. cit. (note 2), pp.231-232参照。
- (12) GOEDSEELS, Jos. M. C. X., Commentaire du code pénal belge, tome 1, 2^e éd., 1948, Établissements Émile Bruylant, p.206.
- (13) PICARDO, Délinquants anormaux et récidivistes, Commentaire de la loi du 9 avril 1930, dite de défense sociale, à l'égard des anormaux et des délinquants d'habitude, 1931, Éditions de la Société d'études morales, sociales et juridiques, p.14.
- (14) PICARD, op. cit. (note 13), p.13.
- (15) GOEDSEELS, op. cit. (note 12), p.210によれば、少なくとも法文上は、弁護士は依頼人なしで行動しうるが、職業上、弁護士が依頼人の利益に反して行動するべきではないと解するべきである。なお、CORNIL, L., Loi de défense sociale à l'égard des anormaux et des délinquants d'habitude du 9 avril 1930, Cour d'Appel de Bruxelles, p.26参照。
- (16) PICARD, op. cit. (note 13), p.17.
- (17) Arrêté royal n° 236 du 20 janvier 1936, art.5.
- (18) 憲法典第九六条は、公の秩序または良俗にとって危険でない限りにおいて、裁判所の審判の公開を定めている。
- (19) GOEDSEELS, op. cit. (note 12), pp.215-216.
- (20) GOEDSEELS, op. cit. (note 12), p.217.
- (21) CAHEN, op. cit. (note 2), p.231.
- (22) CAHEN, op. cit. (note 2), p.232.
- (23) 一九三〇年法第三一条。
- (24) CAHEN, op. cit. (note 2), p.232.
- (25) CAHEN, op. cit. (note 2), p.234。及び、CORNIL, op. cit. (note 15), p.86.
- (26) この場合、対象がなべ、政府の拘束措置は不可能であることが理由である (CAHEN, op. cit. (note 2), p.234)。
- (27) CAHEN, op. cit. (note 2), p.237.
- (28) CAHEN, op. cit. (note 2), p.238参照。仮釈放は、社会防衛法によって定められたものではなく、一般的なもので、委員会の提案に基づき、司法大臣によって宣告される。委員会は、主席検察官を長とし、司法大臣の代理人及び社会復帰を支援する慈善団

体の代表者によって構成される（*ibid.*）。

- (29) 一九三〇年法成立から今日までの状況については、KUTY, Franklin, *Principes généraux du droit pénal belge*, tome 4: la peine, 2017, Éditions Larcier, p.1190^註参照。
- (30) MARY, op. cit. (note 9), pp.148-149^註参照。
- (31) MARY, op. cit. (note 9), pp.149-150^註参照。
- (32) MARY, op. cit. (note 9), pp.152-158^註参照。
- (33) KUTY, op. cit. (note 29), p.1190^註 及び MARY, op. cit. (note 9), pp.159-160^註参照。